

令和 8 年 6 月 1 日

和光市子ども・子育て支援会議
会長 森田 明美 様

和光市子ども・子育て支援会議
基準検討・児童福祉部会
部会長 五十嵐 裕子

令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について（報告）

令和 8 年 5 月 27 日付けで当部会に報告された事項について、次のとおり報告します。

記

1 議題

- (1) 市内保育施設等における虐待通報に係る報告について
- (2) その他

2 市内保育施設における虐待通報の状況

通報件数 1 件
うち虐待該当 0 件

3 虐待と疑われる状況

- (1) 施設等の種別 認可保育所
- (2) 虐待の類型 虐待に該当するとまでは言えない極めて不適切な保育
- (3) こどもの状況 1 歳児クラス 女児 5 名

※対象児童の心身において、本件行為に起因すると思われる著しい不調は認められない。また、日常の保育観察においても、児童が関与した職員 2 名に対して萎縮する様子や、不適切な行為を起因とする行動上の反応は見受けられないとの報告を受けている。

- (4) 虐待と疑われる行為をした職員の職種 保育士 1 名
保育補助員 1 名

4 経過及び市が講じた措置

3 月 2 5 日（水）	虐待通報（電話）・受理
同日	通報者へ詳細確認（電話）
同日	施設長への事実確認 1（電話）

	児童の安全について確認
同日	施設長への事実確認 2（電話） 施設による当該職員聞き取り状況及び指導状況の報告を受ける
3月27日（金）	第1回虐待対応実務者会議
3月30日（月）	施設長への事実確認 3（電話） クラス担任2名からの聞き取りの報告
4月 1日（水）	第2回虐待対応実務者会議
4月10日（金）	市職員による現地ヒアリング調査
4月21日（火） 22日（水）	市内全保育施設に対し、注意喚起 市主催の研修への参加を奨励
4月30日（木）	第3回虐待対応実務者会議

5 当該施設において改善措置が行われている内容

- (1) 管理職による現場監督体制の強化
- (2) 排泄介助に関する施設内研修の実施

6 合議体で示した意見

(1) 市の対応方針に対する意見

ア 市の対応及び「極めて不適切な保育」とした判断は妥当である。

イ 市の今後の対応については、処罰を目的とするものではなく、こどもの権利が侵されることが無いよう、施設等への気づきを促すような支援的な関わりが重要。

(2) 当該施設に対する意見

ア 3名のクラス担当のうち2名が今回の不適切な対応に関わっている。クラス担当職員同士が、クラスの保育について共通の認識がなかったのではないかと。

また、施設長の役割・責任として、職員の乳幼児の保育について学び直しに取り組み、クラス及び施設全体と共有することが必要。

イ 保育士の専門性の欠如による行為である。今回は排泄の自立に係る不適切な行為であったが、保育全般において、大人の「～させたい」「～させてあげたい」という気持ちを先行させるのではなく、こどもの発達状況や、こどもの自分でしようとする気持ちを尊重して関わるのが基本である。施設全体のこどもの人権への認識が不足している。

ウ トイレで排尿をしていないのに「出た！」と言ってしまっている子どもがいるのでその真偽の確認のために今回の不適切行為を行ったとのことであるが、その年齢のこどもの言葉をどう受け止めるかを含め、1歳児の特性に対する理解が不十分だと思われる。

エ 基本的な生活習慣に係る保育については保護者との連携が特に重要である。園での排泄への援助についてどのように説明がされていたのか。

保護者に説明できる保育が行われているのか、その内容を保護者と共有できているのかという視点が必要である。

オ 不適切な行為については、その目的を鑑みると明らかに代替手段がある。

目的自体も問題であるが、「～させてあげたい」という保育者の思いを仮に容認したとしても、当該行為に至ったことがそもそも疑問である。

カ 保育補助の職員に対しては、採用時にこどもの権利や人権に配慮した保育等について、施設による丁寧なオリエンテーションが必要であると思われる。

キ 当該職員には、こどもの人権を考えた時に、自身の行為の何が問題であったのか、今後どのようにするか、理解度を確認するためにも振り返りレポートを施設を経由して市に提出いただいたら良いと思う。

ク 市からの調査・指摘において、当該職員や施設がその行為を顧みて猛省し、今後の保育に活かしているのであれば、そこは評価できる。

7 合議体の意見を踏まえ、市の今後のフォローアップ方針

(1) 当該施設に対する対応

ア 再発防止策及び改善策の進捗等について報告を求める。

イ 市が当該施設の保育現場を確認し、こどもの権利擁護が適正に実施されているか継続的に監督する。

ウ 改善状況の確認結果に基づき、必要に応じて追加の改善策の実施を指導する。

エ 保護者に対し、本件の経緯、原因及び改善内容について、丁寧かつ誠実な説明を行うよう依頼。

(2) 市内全施設に対する対応

ア 市主催の研修（からだ教育研修、虐待防止・組織づくり研修等）を通じ、職員の保育倫理・専門性の向上を図り、不適切な保育の未然防止に向けた取組を推進する。

イ 指導検査や保育所訪問により、こどもの人権及び尊厳を尊重した保育の実施について確認し、不適切な保育の早期発見・是正に向けた継続的な指導・助言を実施する。

以上